

# 募集

## 区民と区長との懇談会(仲町地区)の参加者

▶**とき** = 7月29日(月)14時~15時30分 ▶**ところ** = 仲町地域センター ▶**内容** = 地域の課題・区政に関する意見交換 ▶**対象** = 同センター対象地域(大山東町(20・56~60番)、大山町、大山西町、幸町(7~66番)、中板橋、仲町、弥生町、大谷口上町(1・2・24・25番))に在住の方 ▶**募集人数** = **A**発言者…3人(書類選考) **B**傍聴者…5人(申込順) ▶**申込・問** = **A**5月21日(必着)まで直接または郵送・Eメールで、**B**4月30日(火)朝9時から電話で、広聴広報課広聴係(区役所4階②窓口) ☎3579-2024 📧kkouho@city.itabashi.tokyo.jp ※**A**は当日発言したい内容1件(800字以内)と、別紙に申込記入例(8面)の項目を明記。手話通訳を希望する場合はその旨を明記。

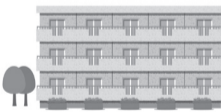


## 地域ケア運営協議会区民委員

▶**募集人数** = 2人 ▶**任期** = 7月から3年間 ▶**対象** = 区内在住の40歳以上で、平日昼間におとしより保健福祉センターで行う会議(年5回程度)に出席できる方 ▶**選考** = 作文 ▶**申込・問** = 5月31日(必着)まで、作文「住み慣れた地域で暮らし続けるための介護予防について」(800~1200字)と、別紙に申込記入例(8面)の項目、性別、職業、応募動機、介護経験の有無、区のほかの会議での委員歴を明記のうえ、直接または郵送で、おとしより保健福祉センター管理係(〒174-0063前野町4-16-1) ☎5970-1119

## 都営住宅入居者

▶**募集内容** = 世帯向け(一般募集住宅)、若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)など ※対象など詳しくは、募集案内をご覧ください。 ▶**募集案内の配布場所** = 5月7日(火)~15日(水)に、住宅政策課(区役所5階⑭窓口)・庁舎案内(区役所1階)・赤塚支所・各地域センター・各区民事務所・各福祉課・東京都住宅供給公社ホームページ ※夜間・土曜・日曜は、区役所の夜間受付で配布。 ▶**申込** = 5月21日(必着)まで、必要書類を郵送で、渋谷郵便局 ※同公社ホームページからも申込可 ▶**問** = 同公社都営住宅募集センター ☎0570-010-810(申込期間中)・☎3498-8894(申込期間以外)、板橋区住宅政策課住宅運営係 ☎3579-2187 ※区営住宅・区立高齢者住宅(けやき苑)・改良住宅・都営住宅の板橋区地元割当は、5月下旬に募集予定。詳しくは、今後発行の「広報いたばし」・区ホームページでお知らせします。



## 公共機関だより

### 給与支払者向け定額減税説明会

▶**とき** = 5月8日(水)・17日(金)・23日(木)、10時~11時・14時~15時、各1回制 ▶**内容** = 講義「所得税の定額減税に係る源泉徴収事務」 ▶**定員** = 各回50人(申込順) ※申込方法など詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 ▶**ところ・問** = 板橋税務署 ☎3962-4151

オンラインによる  
手続きを  
ご活用ください



# 児童扶養手当などの支給額を4月分から改定しました

### A 児童扶養手当

▶**改定額** = 表1 参照 ※受給者には、4月下旬以降に児童扶養手当証書をお送りします。

### B 特別児童扶養手当

▶**改定額** = 特別児童扶養手当障害等級1級…5万5350円・2級…3万6860円

[A・Bいずれも]

▶**問** = 子育て支援課子どもの手当医療係 ☎3579-2477

### C 特別障害者手当

▶**改定額** = 2万8840円

### D 障害児福祉手当・経過的福祉手当

▶**改定額** = 1万5690円

[C・Dいずれも]

▶**問** = 障がいサービス課障がい相談係 ☎3579-2362 📧3579-2364



表1 児童扶養手当改定額

	全部支給	一部支給
子ども1人の支給額	4万5500円	1万740円~4万5490円
子ども2人目の加算額	1万750円	5380円~1万740円
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	6450円	3230円~6440円

# 区民参加に関する情報をお知らせします

パブリックコメント(意見)・区民参加に関する情報を月1回程度、LINE・メールなどで配信しています。

## 配信情報

- パブリックコメントの募集
- 付属機関などの会議の傍聴・公募委員の募集
- 計画などの策定過程における区民参加の機会に関する情報 など

## LINEの登録方法

- 1 板橋区LINE公式アカウントを友だち登録
- 2 受信設定の希望する情報で、「広報・いたばしの魅力」の「広報・報道」にチェックを入れる
- 3 登録完了

メールの登録方法など詳しくはこちら▶



問 合

政策企画課総合調整係 ☎3579-2011

# 建築物などの定期調査・検査報告をお願いします

令和6年度に、定期調査・検査報告が必要な建物などは、表2のとおりです。いずれも有資格者による調査・検査報告が義務付けられています。

### ▶問

- 各対象について…各団体
- 制度全般について…板橋区建築指導課設備審査係 ☎3579-2577

表2 定期調査・検査報告対象

対象	用途	報告時期	問
建築物 (特定建築物)	劇場・映画館・演芸場・旅館・ホテル 観覧場(屋外観覧場を除く)・公会堂・集会場 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など	11月~来年1月 ※毎年報告する義務あり	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1929
	●下宿・共同住宅・寄宿舎 ●高齢者・障がい者などの就寝に供する共同住宅・寄宿舎(サービス付き高齢者住宅・認知症高齢者グループホーム・障がい者グループホーム)	5月~10月 ※3年ごとに報告する義務あり	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1937
防火設備	随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く)		(一財)日本建築設備・昇降機センター ☎3591-2421
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く) 排煙設備(排煙機または送風機を有するもの) 非常用の照明装置	前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで ※毎年報告する義務あり	(一社)東京都昇降機安全協議会 ☎6304-2225
	給水設備・排水設備(給水タンクなどを設けるもの)		
昇降機	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)		
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		